

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人如水会（以下法人という。）の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事・監事及び苦情解決第三者委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、実費弁償費を支払うことができる。
- 3 第2条で定める役員等で法人及び関連法人と顧問契約及び雇用契約を締結している者は報酬を支払わない。ただし、交通費実費として旅費規程に基づき算出した鉄道賃又は車賃を支給する。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償委費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同1日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 監事が評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第5条 苦情解決第三者委員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 苦情解決第三者委員が評議員会出席以外の日において、法人及び施設に係る苦情解決の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給すること

ができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費については、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 法人及び施設の職員または関連法人の職員等を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、りじかい評議員の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

平成 28 年 12 月 18 日改正

平成 29 年 6 月 18 日改正

別表1（日額）

名 称	報 酬	実 費 弁 償		
		① 市内・町内	県内（①を除く）	県 外
理事会出席報酬等	10,000円	2,000円	5,000円	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	2,000円	5,000円	10,000円
苦情解決第三者委員	10,000円	2,000円	5,000円	10,000円

※「①市内・町内」とは、施設が所在する市または町をいう。

別表2（日額）

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	20,000円	15,000円	実 費